

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ かいさい
障がい者制度改革推進会議の開催について

へいせい ねん がつ にち
平成21年12月15日

しょう しゃせいどかいかくすいしんほんちょうけつてい
障がい者制度改革推進本部長決定

- 1 しょうがいしゃしきく すいしん かんするじこう いけん もとめる
障がい者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、
しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ いか かいぎ かいさい
障がい者制度改革推進会議（以下「会議」という。）を開催す
る。
- 2 かいぎ こうせいじん しょうがいしゃ しょうがいしゃ ふくし かんするじぎょう
会議の構成員は、障がい者、障がい者の福祉に関する事業
じゅうじ ものおよびがくしきけいけんしゃとう べつ しめい
に従事する者及び学識経験者等のうちから、別に指名する。
- 3 かいぎ ひつよう おうじ こうせいじんいがい もの しゅつせき もとめる
会議は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めること
ができる。
- 4 かいぎ ぎちょう こうせいじん ごせん けつてい
会議の議長は、構成員の互選により決定する。
- 5 かいぎ ひつよう おうじ ぶかい かいさい ぶかい
会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の
こうせいじん べつ しめい
構成員は、別に指名する。
- 6 かいぎ しょむ かんけいぎょうせいきかん きょうりよく えて ないかくふ
会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府
せいさくとうかつかん きょうせいしゃかいせいさくたんとう しより
政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。